



27大店立審第169号

平成27年6月30日

高知県知事様

高知県大規模小売店舗立地審議会会長



平成26年11月11日付け26高経支第405号にて依頼を求められた、平成26年11月21日付け告示に係る下記1の事案について、下記2のとおり意見を申し述べます。

記

1. 事案

(1) 届出者の名称

株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎

(2) 届出者の住所

愛媛県西条市西田甲590番地2

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

m a c瀬戸店

高知市横浜450番4ほか

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

小売業者名	代表者名	住 所
株式会社大屋	代表取締役 伊藤 慎太郎	愛媛県西条市西田甲 590 番地 2

(5) 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年7月12日

(6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,302.317平方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

43台

イ 駐輪場の収容台数

45台

ウ 荷さばき施設の面積

40.0平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

廃棄物保管施設 20.0立方メートル

(8) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業社名	開店時刻	閉店時刻
株式会社大屋	午前9時	午前0時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後7時まで

2. 意見

当該案件は大規模小売店舗立地法に基づく「指針」において求められている配慮事項について、適切な対応がなされていると考えられるため、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの知事の意見を述べる必要がないものと認めます。

m a c瀬戸店の答申に関する付帯事項

1. 駐車場内に、歩行者専用道路等が無い事や、図面上では車止めを設置しないように見受けられるため、歩行者が危険である。また、バス停も近いことから、店舗への歩行者の出入りも多いと予想されるため、駐車場内での歩行者の安全確保を徹底すること。
2. 店舗が立地するエリアは南海トラフ地震発生時には、3m～5mの津波浸水地域となっている為、来店客を素早く安全な場所に避難させるよう、パートを含めた従業員への災害を想定した研修等を徹底すること。